

# 大和市教育委員会 2 月定例会

日 時 令和 2 年 2 月 17 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 2 号) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について (回答)

日程第 2 (議案第 3 号) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則について

日程第 3 (議案第 4 号) 大和市教育行政協力員制度実施要綱について

日程第 4 (議案第 5 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

日程第 5 (議案第 6 号) 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第 6 (議案第 7 号) 大和市青少年相談室補導規程について

日程第 7 (議案第 8 号) 令和元年度大和市教育費補正予算案について

日程第 8 (議案第 9 号) 令和 2 年度大和市教育費当初予算案について

日程第 9 (議案第 10 号) 県費負担教職員の管理職人事について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 2 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条及び第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



令和2年2月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局  
教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育局に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案  
に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、条例の一部改正に同意します。



令和2年 月 日

大和市議会議長 平 田 純 治 殿

大和市教育委員会  
教育長 柿 本 隆 夫

教育委員会の意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に同意します。





令和2年 1月15日

大和市教育委員会  
教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会  
議長 丸田 昭文



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について（答申）  
（対令和元年12月26日諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について適当と認めます。

以上





令和元年12月24日

大和市教育委員会教育長 柿本隆夫 殿

大和市長 大木



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する  
意見聴取について（協議）

このことについて、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を別  
添のとおり改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定  
に基づき、意見聴取します。

事務担当：政策部 行政改革推進課 行政改革推進係  
内 線：5352



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する  
条例

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。

ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市立図書館
- (イ) 大和市立中央林間図書館
- (ウ) 大和市立渋谷図書館

イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市生涯学習センター
- (イ) 大和市つきみ野学習センター
- (ウ) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- (エ) 大和市桜丘学習センター
- (オ) 大和市渋谷学習センター

ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター

本則を第1条とし、同条に見出しとして「(教育に関する事務の職務権限の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市事務分掌条例の一部改正)

- 2 大和市事務分掌条例(昭和42年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項

(大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

- 3 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条各号列記以外の部分を除く。)中「市長等」を「市長」に改める。

第4条中「及び教育委員会(以下「市長等」という。)」を削る。

第17条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

(大和市立図書館条例の一部改正)

- 4 大和市立図書館条例(昭和31年大和町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号、第8条第3項及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大和市生涯学習センター条例の一部改正)

- 5 大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号、第6条第4項、第7条第3項、第12条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市青少年センター条例の一部改正)

- 6 大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1

項を加える。

2 前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「前条」を「第6条第1項」に、「取消され」を「取り消され」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(入館の制限等)

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

7 施行日前に第3項から第6項までの規定による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、第3項から第6項までの規定による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p><u>(教育に関する事務の職務権限の特例)</u></p> <p><u>第1条</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p><u>(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p><u>ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設</u></p> <p>（ア） <u>大和市立図書館</u></p> <p>（イ） <u>大和市立中央林間図書館</u></p> <p>（ウ） <u>大和市立渋谷図書館</u></p> <p><u>イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設</u></p> <p>（ア） <u>大和市生涯学習センター</u></p> <p>（イ） <u>大和市つきみ野学習センター</u></p> <p>（ウ） <u>大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター</u></p> <p>（エ） <u>大和市桜丘学習センター</u></p> <p>（オ） <u>大和市渋谷学習センター</u></p> <p><u>ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p><u>(1)～(3) 略</u></p>

大和市事務分掌条例新旧対照表（附則第2項）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（事務分掌）                      第2条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。                      （1）～（7） 略                      （8） 文化スポーツ部                          ア～ウ 略                          <u>エ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項</u>                          <u>オ・カ</u> 略                      （9）～（11） 略</p>	<p>（事務分掌）                      第2条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。                      （1）～（7） 略                      （8） 文化スポーツ部                          ア～ウ 略                            <u>エ・オ</u> 略                      （9）～（11） 略</p>

改正案	現行
<p>（公募）</p> <p>第4条 市長は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が別に定める事項</p>	<p>（公募）</p> <p>第4条 <u>市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）</u>は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が別に定める事項</p>
<p>（指定管理者の指定の申込み）</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、<u>市長</u>に申し込まなければならない。</p>	<p>（指定管理者の指定の申込み）</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、<u>市長等</u>に申し込まなければならない。</p>
<p>（選定基準）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が別に定める基準</p>	<p>（選定基準）</p> <p>第6条 <u>市長等</u>は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が別に定める基準</p>
<p>（選定結果の通知）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。</p>	<p>（選定結果の通知）</p> <p>第7条 <u>市長等</u>は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。</p>
<p>（再選定等）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次</p>	<p>（再選定等）</p> <p>第8条 <u>市長等</u>は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が</p>

の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)・(2) 略

2 略

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)・(2) 略

2 略

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長等と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

## 2 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

## 2 略

(審議会の設置)

第19条 略

2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長に報告し、又は市長に意見を述べる。

## 3 略

第14条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

## 2 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

## 2 略

(審議会の設置)

第19条 略

2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長等に報告し、又は市長等に意見を述べる。

## 3 略

改正案	現行
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。            (1)～(2) 略            (3) その他<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。            (1)～(2) 略            (3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。</p>

大和市生涯学習センター条例新旧対照表（附則第5項）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） その他<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） その他<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p>
<p>（開館時間等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。</p>	<p>（開館時間等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。</p>
<p>（休館日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p>	<p>（休館日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p>
<p>（利用料金等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める。</p> <p>3 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4～5 略</p>	<p>（利用料金等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4～5 略</p>

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

改正案	現行
<p>（利用できる者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） その他<u>市長</u>が認めた者</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、又はその利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、<u>市長</u>は、これらの処分によって利用者に損害が生じてもその責任を負わない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>前3号</u>に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 <u>前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。</u></p> <p>（入館の制限等）</p>	<p>（利用できる者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） その他<u>教育委員会</u>が認めた者</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、<u>教育委員会</u>は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、又はその利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、<u>教育委員会</u>は、これらの処分によって利用者に損害が生じてもその責任を負わない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>災害その他やむを得ない理由により、教育委員会において緊急の必要が生じたとき。</u></p> <p>（5） <u>前各号</u>に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は第6条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(原状回復義務)

第7条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は前条の規定により利用承認を取消され、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

平成24年12月27日条例第21号

改正

平成27年3月17日条例第2号

平成30年12月27日条例第27号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大和市スポーツ施設設置条例の一部改正)

- 2 大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正)

- 3 大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例(昭和38年大和市条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定によりなされている処分その他の行為は、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の日以後に最初に任命される大和市スポーツ推進審議会委員の任期については、附則第3項の規定による改正後の大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、任命の日から平成25年12月31日までとする。

附 則 (平成27年3月17日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市つる舞の里歴史資料館条例の一部改正）

3 大和市つる舞の里歴史資料館条例（平成10年大和市条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市文化財保護条例の一部改正）

4 大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市郷土民家園条例の一部改正）

5 大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正）

6 大和市下鶴間ふるさと館条例（平成17年大和市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

7 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 3 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則  
の整備に関する規則について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に  
関する規則について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



大和市教育委員会規則第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則(平成20年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表通学指導員の項を削り、同表大和市立小中学校結核対策委員の項中「7人」を「2人」に改め、同表特別教育相談員の項から外国人児童生徒教育相談員の項まで及び放課後寺子屋やまコーディネーターの項を削り、同表教育研究所職員の項を次のように改める。

教育研究所指導担当員	1人	本市教育の発展と改善に資するため、大和市教育研究所に対して、教育に関する専門的かつ技術的な指導を行う。
------------	----	---

別表青少年相談室職員の項を削る。

(大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市青少年相談室設置条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指導主事は、指導主事業務に従事する。

第5条を次のように改める。

(遵守事項)

第5条 相談室の職員は、常に青少年の理解に努めるとともに、その将来を考慮して愛情と信頼をもって接しなければならない。

(大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免並びに非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱に関すること。

(大和市青少年指導員に関する規則の廃止)

第4条 大和市青少年指導員に関する規則(昭和50年大和市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の日において現に第2条の規定による改正前の大和市青少年相談室設置条例施行規則第5条に規定する青少年相談員である者の任期は、同条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	定数	設置目的及び主な職務	職名	定数	設置目的及び主な職務
			<u>通学指導員</u>	<u>6人以内</u>	<u>大和市立学校に通学する児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通の整理児童生徒の誘導及び通学上の指導を行う。</u>
略			略		
大和市立小中学校結核対策委員	<u>2人</u>	略	大和市立小中学校結核対策委員	<u>7人</u>	略
			<u>特別教育相談員</u>	<u>3人以内</u>	<u>児童生徒の教育上の問題について、教育相談の充実を図るため、教育相談及び訪問相談等を行う。</u>
			<u>英語指導助手</u>	<u>3人</u>	<u>中学校における英語教育の充実を図るため、学校を訪問して担当教員の英語指導を援助する。</u>
			<u>外国人児童生徒教育相談員</u>	<u>20人以内</u>	<u>外国人児童生徒に対する日本語指導及び教科指導等を支援するため、学校訪問及</u>

					<u>び家庭訪問による教員指導等に協力する。</u>	
略			略			
			<u>放課後寺子屋やまとコーディネーター</u>	<u>19人以内</u>	<u>児童の学習習慣の定着及び学力向上に資するため、放課後寺子屋やまと等事業（放課後寺子屋やまと等事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第1条に定める各事業をいう。）の企画運営及び教員の指導力向上のための支援を行う。</u>	
<u>教育研究所指導担当員</u>	<u>1人</u>	<u>本市教育の発展と改善に資するため、大和市教育研究所に対して、教育に関する専門的かつ技術的な指導を行う。</u>	<u>教育研究所職員</u>	<u>指導担当員</u>	<u>1人</u>	<u>本市教育の発展と改善に資するため、大和市教育研究所に対して、教育に関する専門的・技術的指導を行う。</u>
				<u>教育史担当員</u>	<u>1人</u>	<u>本市教育の発展と改善に資するため、教育の変遷に関する史料収集、調査研究を行う。</u>
			<u>青少年相談室職員</u>	<u>相談員</u>	<u>10人</u>	<u>青少年の健全育成に資するため、青少年相談、教育相談、いじめ110番及び継続指</u>

		導を行う。
特別相談員	2人以内	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談並びに学校が行う教育相談に対する支援並びに他の青少年相談室職員への指導及び助言を行う。
専門街頭指導員	2人	青少年の健全育成に資するため、街頭補導並びに青少年相談員に対する補導技術の助言及び指導等を行う。
教育支援教室指導員	4人	青少年の健全育成に資するため、教育支援教室に通う児童生徒の学習指導及び集団生活への教育支援を行う。
心理カウンセラー	3人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員、不登校児童支援員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。
スクール	3人	青少年の健全育成に資する

		<u>ソーシャ ルワーカー</u> 二	<u>ため、問題を抱える青少年 及びその保護者の相談に応 じ、関係機関と連携して当 該青少年の置かれた環境の 調整を行い、並びに相談 員、不登校児童支援員及び 不登校生徒支援員への指導 及び助言を行う。</u>
--	--	----------------------------	---

大和市青少年相談室設置条例施行規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（職務）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 指導主事は、指導主事業務に従事する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>（遵守事項）</p> <p><u>第5条 相談室の職員は、常に青少年の理解に努めるとともに、その将来を考慮して愛情と信頼をもって接しなければならない。</u></p>	<p>（職務）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>（青少年相談員）</p> <p><u>第5条 青少年の健全育成に資するため、青少年相談員（以下「相談員」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 相談員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、相談員が欠けた場合における補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 相談員は40人以内とし、青少年の補導や指導に理解と熱意を持ち、経験豊富な者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p>

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表（第3条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（専決事項）</p> <p>第3条 教育長は、前条第1項に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める補助執行事務を除く。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免並びに非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p>（4） 略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第3条 教育長は、前条第1項に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める補助執行事務を除く。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 臨時又は非常勤の職員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p>（4） 略</p>

議案第 4 号

大和市教育行政協力員制度実施要綱について

大和市教育行政協力員制度実施要綱について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



大和市教育委員会告示第 号

大和市教育行政協力員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の協力を得て市教育行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、教育行政協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育行政協力員)

第2条 教育行政協力員は、大和市教育委員会が依頼する市教育行政に係る各種事項に協力するものとする。

2 教育行政協力員の種類、目的及び主な協力事項は別表のとおりとする。

(身分)

第3条 教育行政協力員は、地方公務員としての身分を有しない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、教育行政協力員について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(大和市青少年相談室規程の廃止)

2 大和市青少年相談室規程（昭和44年大和市教育委員会告示第7号）は、廃止する。

(準備行為)

3 教育行政協力員の募集その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表（第2条関係）

名称	目的及び主な協力事項
(1) 外国人児童生徒教育相談員	外国に繋がりを持つ児童生徒への日本語指導、教科指導等を支援するため、学校訪問及び家庭訪問における教員の指導等について協力するとともに、必要な相談に応じる。
(2) 青少年相談員	青少年の健全育成及び非行防止を図るため、青少年街頭指導員と連携して街頭補導及び継続補導を行う。
(3) 青少年指導員	青少年の健全育成を図るため、地域における青少年の自発的活動と育成組織活動を推進する。

議案第 5 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表、任免の項を次のように改める。

任免				予算の範囲内での 非常勤職員の任免	非常勤特別職職員 の委嘱及び解嘱	教育総務課長 に合議
----	--	--	--	----------------------	---------------------	---------------

別表第1(2)人事関係の表、服務、営利企業への従事等の許可の項中「及び非常勤職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案							現行						
別表第1 (第4条関係) (1) 略 (2) 人事関係							別表第1 (第4条関係) (1) 略 (2) 人事関係						
決裁事項 \\決裁者	主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考	決裁事項 \\決裁者	主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略							略						
任免				<u>予算の範 囲内での 非常勤職 員の任免</u>	<u>非常勤 特別職 職員の 委嘱及 び解嘱</u>	教育総 務課長 に合議	任免		<u>予算の範 囲内での 非常勤職 員の任免</u>			<u>非常勤 特別職 の職員 の任免</u>	教育総 務課長 に合議
略							略						
服 務	略						服 務	略					
	営 利 企 業 へ の 従 事 等 の 許 可				<u>臨時的任 用職員、 再任用短 時間勤務 職員及び 任期付短 時間勤務 職員</u>	全職員 (部長 の権限 に係る ものを 除く。)		営 利 企 業 へ の 従 事 等 の 許 可				<u>臨時的任 用職員及 び非常勤 職員</u>	全職員 (部長 の権限 に係る ものを 除く。)

	略
--	---

(3) 略

	略
--	---

(3) 略

議案第6号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和2年2月17日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫



大和市教育委員会告示第 号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所掌する事項」の次に「（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）」を加える。

別表に次のように加える。

大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業	大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。
--------------------------	---

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、大和市教育委員会が所掌する事項（<u>大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。</u>）に係る補助金交付事業（以下「補助事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業（以下「補助事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>										
<table border="1" data-bbox="188 691 1102 1018"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 691 627 759">名称</th> <th data-bbox="627 691 1102 759">主な目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 759 627 831">略</td> <td data-bbox="627 759 1102 831"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 831 627 1018"><u>大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業</u></td> <td data-bbox="627 831 1102 1018"><u>大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な目的	略		<u>大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業</u>	<u>大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。</u>	<table border="1" data-bbox="1137 691 2047 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 691 1576 759">名称</th> <th data-bbox="1576 691 2047 759">主な目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 759 1576 831">略</td> <td data-bbox="1576 759 2047 831"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な目的	略	
名称	主な目的										
略											
<u>大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業</u>	<u>大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。</u>										
名称	主な目的										
略											

議案第7号

大和市青少年相談室補導規程について

大和市青少年相談室補導規程について、審議願いたく提案する。

令和2年2月17日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫



## 大和市教育委員会訓令第 号

### 大和市青少年相談室補導規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大和市青少年相談室設置条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第5号）第6条の規定に基づき、大和市青少年相談室が行う補導に関し必要な事項を定めるものとする。

(補導上の心得)

第2条 大和市青少年相談室（以下「相談室」という。）の職員及び関係者（以下「職員等」という。）は、補導を行う場合には、少年の基本的人権を尊重し、少年の心理、生理その他の特性について深い理解を持つとともに、人格の向上と識見の涵養<sup>かん</sup>を図って少年その他の関係者の尊敬と信頼が得られるように努めなければならない。

2 職員等は、補導を行う場合には、少年の性行と環境を洞察して非行原因を究明し、当該原因に応じて非行防止又は福祉上最も適切な処遇を行うように努めるとともに、秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮しなければならない。

(補導の重点)

第3条 補導は、風俗営業の場所、繁華街、駅、公園、河川その他少年の非行が行われやすい場所（以下「街頭」という。）で少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号から第8号までに掲げる少年（以下「補導対象少年」という。）を早期に発見するために自己又は他人の徳性を害する少年の行為に着目し、かつ、街頭を重点として行うものとする。

(街頭補導)

第4条 職員等は、街頭で補導対象少年を発見したときは、当該補導対象少年に対して氏名、年齢、保護者、非行原因その他補導上必要な事項を質問し、当該非行原因に応じて適切な注意又は助言を与えるとともに、その状況について補導票を作成するものとする。

2 前項の規定により質問し、又は注意若しくは助言を与える措置（以下「街頭補導」という。）をした場合において必要があると認める補導対象少年については、遅滞なく次に掲げる措置をするものとする。

- (1) 家庭に対する連絡又は助言
- (2) 学校に対する連絡
- (3) 職場に対する連絡

3 職員等は、街頭補導を行う場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察等の補導関係機関と協同して街頭補導を行うように努めること。

- (2) 街頭補導を行うに当たっては、人目につかないようにすること。
- (3) 補導対象少年に対する質問、注意及び助言は強制にわたらないようにすること。
- (4) 身分証明書を携帯し、関係人からの請求があった場合にはこれを提示すること。

4 職員等は、補導対象少年が児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は少年法（昭和23年法律第168号）の規定による措置の必要な者であることが判明したときは、直ちに関係機関に対して通告その他所要の措置をしなければならない。

（継続補導）

第5条 次に掲げる補導対象少年であつて、相談室の室長が特に必要があると認めるものについては、健全に育成されるまで当該補導対象少年及びその家庭に対して継続的に必要な観察、助言等を行い、これらの者の相談に応ずる等、その健全な育成のために適切な措置を行うものとする。

- (1) 関係機関に送致し、又は通告しなかつた者
- (2) 保護者等からの依頼があつた者
- (3) 非行防止上必要があると認められる者

（青少年街頭指導員）

第6条 相談室に、街頭補導及び前条に規定する継続補導を行うため、青少年街頭指導員を配置する。

2 青少年街頭指導員の業務その他必要な事項は、別に定める。

（様式）

第7条 この訓令で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	補導票	第4条

議案第 8 号

令和元年度大和市教育費補正予算案について

令和元年度大和市教育費補正予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



## 令和元年度教育費2月補正予算(案)

### 歳出

(単位:千円)

款 項 目 (事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
10-1 教育総務費	1,532,159	1,532,159	△ 14,796	1,517,363	
4 教育指導費	742,840	742,840	△ 14,796	728,044	
15 教育用コンピュータ整備事業	325,611	325,611	△ 14,796	310,815	事業費確定に伴う減額補正です。
10-2 小学校費	3,529,920	3,396,314	173,104	3,569,418	
1 学校管理費	584,856	584,856	16,904	601,760	
02 小学校施設維持管理事業	422,802	422,802	16,904	439,706	猛暑の影響により、空調機器の使用が増加したことによる光熱水費の増額補正です。
3 学校建設費	2,572,668	2,439,062	156,200	2,595,262	
01 小学校大規模改修事業	300,581	166,975	156,200	323,175	学校環境改善交付金の追加交付に伴い、令和2年度事業として予定していた改修を前倒して実施するため増額補正します。
10-3 中学校費	683,400	632,459	80,348	712,807	
1 学校管理費	310,323	310,323	7,484	317,807	
02 中学校施設維持管理事業	231,514	231,514	7,484	238,998	猛暑の影響により、空調機器の使用が増加したことによる光熱水費の増額補正です。
3 学校建設費	126,848	75,907	72,864	148,771	
01 中学校大規模改修事業	85,789	34,848	72,864	107,712	学校環境改善交付金の追加交付に伴い、令和2年度事業として予定していた改修を前倒して実施するため増額補正します。

## 歳入

(単位:千円)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充 当 先 (大事業単位)
16-2-7 国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金	621,065	599,732	41,556	641,288	
5 学校施設環境改善交付金	128,169	106,836	41,556	148,392	
01 小学校学校施設環境改善交付金	127,169	106,836	29,664	136,500	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
02 中学校学校施設環境改善交付金	1,000	0	11,892	11,892	10-03-03-01 中学校大規模改修事業
23-1-7 市債・市債・教育債	1,932,700	1,779,900	144,800	1,924,700	
1 小学校債	1,575,200	1,469,200	98,400	1,567,600	
01 小学校大規模改修事業債	260,000	154,000	98,400	252,400	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
2 中学校債	103,800	57,000	46,400	103,400	
01 中学校大規模改修事業債	79,400	32,600	46,400	79,000	10-03-03-01 中学校大規模改修事業

## 繰越明許費

(単位:千円)

款 項 (事業名)	金 額
10-2 小学校費	156,200
小学校大規模改修事業	156,200
10-3 中学校費	72,864
中学校大規模改修事業	72,864

議案第9号

令和2年度大和市教育費予算案について

令和2年度大和市教育費予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

令和2年2月17日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫



令和 2 年度  
教育関係予算書  
(案)

大和市教育委員会

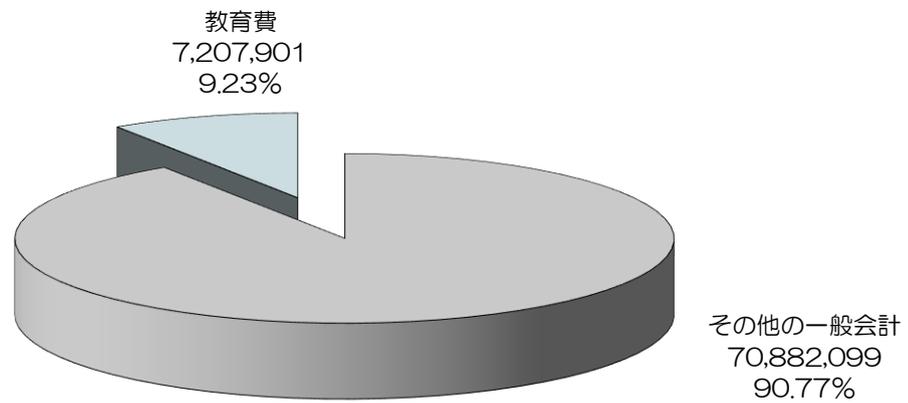


(1) 令和2年度一般会計当初予算総括表

(単位：千円、%)

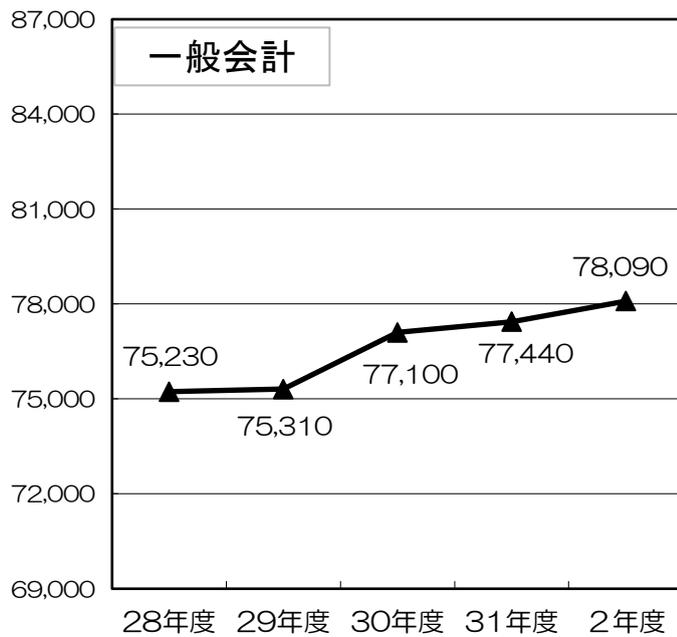
	令和2年度 当初予算額	平成31年度 当初予算額	比較	対前年度 伸率
一 般 会 計	78,090,000	77,440,000	650,000	0.84
教育費	7,207,901	8,861,124	△ 1,653,223	△ 18.66

【一般会計に占める教育費の割合】

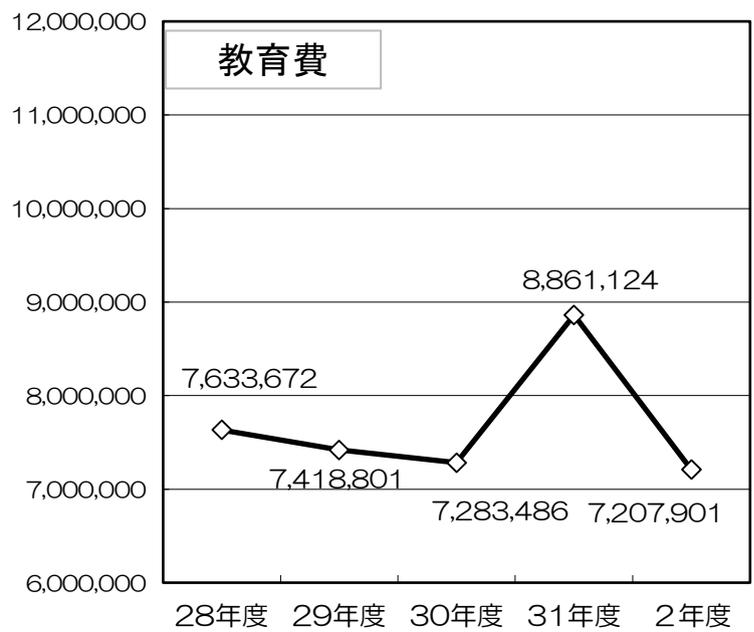


(2) 一般会計と教育費の推移

(単位:百万円)



(単位:千円)



(3)当初予算額の推移

款 項 目	R02年度 予算書 掲載ページ	令和2年度当初予算	対前年度比較		
			予算額増減	増減率	
10 教 育 費	266	7,207,901	△1,653,223	△18.7	
1 教育総務費	266	1,739,888	207,729	13.6	
1 教育委員会費	266	8,242	58	0.7	
2 事務局費	268	664,954	22,822	3.6	
3 教育研究費	274	87,304	21,504	32.7	
4 教育指導費	276	887,282	144,442	19.4	
5 青少年相談費	284	92,106	18,903	25.8	
主な事業	2 事務局費	○学校災害補償事業 学校災害補償事業（17,137人（R01.5.1の児童生徒数）） 日本スポーツ振興センター共済掛金（R02予定児童生徒数17,325人）	17,841	578	
	3 教育研究費	○教育ネットワーク運用管理事業 教育ネットワークシステム保守管理委託及び機器リース等 校務支援システムの構築委託及び運用・管理等	63,851	21,493	
	4 教育指導費	○外国人児童生徒教育推進事業 小中学校に日本語指導員及び外国人児童生徒教育相談員を派遣 日本語教育アドバイザー、日本語指導巡回教員、外国人児童生徒支援CD各1人を配置	21,786	1,609	
		○指導図書等整備事業 教員に教科書、指導書等を配布	33,597	△15,605	
		○英語教育推進事業 英語指導助手3人（中学校）、外国語活動指導助手12人（小学校） 小学校5,6年生：年70時間（英語専科教員配置校：年35時間）、 3,4年生：年35時間、1,2年生：年5時間、特別支援級：2時間程度/年間	63,111	22,766	
		○就学相談事業 特別教育相談員（3人）	8,556	4,691	
		○特別支援教育推進事業 特別支援教育ヘルパー（96人）、スクールアシスタント（36人）配置 看護師派遣（5人）	123,287	19,522	
		○いじめ等対策事業 学級集団アセスメントを実施 児童支援中核教諭の授業を代替する非常勤講師を小学校9校に配置（11人） スマートフォン用の匿名報告・相談アプリを中学生が利用できる環境を周知	20,276	△334	
		○学力向上対策推進事業 「放課後子ども教室」「放課後寺子屋やまと」と併せて全小学校で週5日開催 中学校寺子屋及び長期休業中における学習支援を全中学校で開催 「夏休み寺子屋」を全小学校で開催	227,093	80,932	
		○特別支援教育センター施設維持管理事務 特別支援教育センターの保守点検、清掃業務委託等 モニターカメラ設置工事	22,500	809	
		○オリンピック・パラリンピック観戦事業 観戦チケット 3,303枚	6,806	皆増	
		○教育用コンピュータ整備事業 中学校2年生の全教室にプロジェクタを整備 全小中学校へ整備したタブレット型PC等や、 教職員1人に1台整備した校務用PCの保守・管理、ICT支援員の配置等	346,507	20,896	
		5 青少年 相談費	○青少年相談・街頭補導事業 相談員、街頭指導員、心理カウンセラー、SSWなどを配置	63,229	13,228
			○不登校児童生徒援助事業 教育支援教室（まほろば教室）指導員等配置 不登校生徒支援員を中学校全9校へ配置 不登校児童支援員を小学校へ5人配置	28,797	5,675

(単位:千円)

平成31年度当初予算	対前年度比較	
	予算額増減	増減率
8,861,124	1,577,638	21.7
1,532,159	30,989	2.1
8,184	10	0.1
642,132	21,887	3.5
65,800	△54,730	△45.4
742,840	63,794	9.4
73,203	28	0.0
○学校災害補償事業	17,263	△32
学校災害補償事業(17,185人(H30.5.1の児童生徒数)) 日本スポーツ振興センター共済掛金(H31予定児童生徒数17,224人)		
○教育ネットワーク運用管理事業	42,358	△40,282
教育ネットワークシステム保守管理委託及び機器リース等 校務支援システム及びIT資産管理システムの運用・管理等		
○外国人児童生徒教育推進事業	20,177	505
小中学校に日本語指導員及び外国人児童生徒教育相談員を派遣 日本語教育アドバイザー、日本語指導巡回教員、外国人児童生徒支援CD各1人を配置		
○指導図書等整備事業	49,202	41,460
教員に教科書、指導書等を配布		
○英語教育推進事業	40,345	△47,459
英語指導助手3人(中学校)、外国語活動指導助手9人(小学校) 小学校5,6年生:年35時間、3,4年生:年17時間 1,2年生:年5時間、特別支援級:2時間程度/年間		
○就学相談事業	3,865	28
特別教育相談員(2人)		
○特別支援教育推進事業	103,765	3,418
特別支援教育ヘルパー(87人)、スクールアシスタント(36人)配置 特別支援教育等の総合的施設の開設準備		
○いじめ等対策事業	20,610	130
学級集団アセスメントを実施 児童支援中核教諭の授業を代替する非常勤講師を小学校9校に配置(11人) スマートフォン用の匿名報告・相談アプリを中学生が使用できる環境を整備		
○学力向上対策推進事業	146,161	3,162
「放課後寺子屋やまと」「夏休み寺子屋」を全小学校で開催 中学校寺子屋を全中学校で開催 中学3年生の長期休業期間中に入試に向けた学習支援を実施		
○特別支援教育センター施設維持管理事務	21,691	皆増
特別支援教育センターの保守点検、清掃業務委託等		
○教育用コンピュータ整備事業	325,611	72,426
中学校1年生の全教室にプロジェクタを整備 全小中学校へ整備したタブレット型PC等や、 教職員1人に1台整備した校務用PCの保守・管理、ICT支援員の配置等		
○青少年相談・街頭補導事業	50,001	△361
相談員、専門街頭指導員、心理カウンセラー、SSWなどを配置		
○不登校児童生徒援助事業	23,122	389
教育支援教室(まほろば教室)指導員等配置 不登校生徒支援員を中学校全9校へ配置 不登校児童支援員を小学校へ5人配置		

款 項 目	R02年度 予算書 掲載ページ	令和2年度当初予算	対前年度比較	
			予算額増減	増減率
<b>2 小 学 校 費</b>	284	<b>1,399,010</b>	<b>△2,130,910</b>	<b>△60.4</b>
1 学校管理費	284	626,301	41,445	7.1
2 教育振興費	288	371,055	△1,341	△0.4
3 学校建設費	290	401,654	△2,171,014	△84.4
主な事業	1 学校管理費	○小学校施設維持管理事業 消耗品費、光熱水費、施設補修費、委託料等	454,076	31,274
		○小学校管理事務(学校配当) 消耗品費、物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)	15,180	0
		○児童健康管理事業 学校医等報酬 腎臓病・心臓病検診等委託料	37,773	744
	2 教育振興費	○児童教育活動事業(学校配当) 消耗品費、コピー使用料等	64,286	0
		○小学校学用品等就学援助事業 受給見込者数 2,305人 給食費、学用品費、修学旅行費等	194,181	△12,793
		○小学校教材等整備事業 教材備品等	17,938	1,796
		○小学校図書館教育推進事業 蔵書整備(充足率100%維持及び計画的更新による本の新鮮度向上) 学校司書配置(各校1名) 学校図書館スーパーバイザー1名配置(小中兼務) 蔵書の電算管理システムの管理・運用 図書館、小学校の5、6年生及び特別支援級の教室に新聞を配架	57,603	6,333
	3 学校建設費	○小学校大規模改修事業 プールろ過装置交換工事(桜丘小) 給水設備改修工事(柳橋小) 防火シャッター改修工事(北大和小・林間小・大和小・南林間小・中央林間小)	67,638	△232,943
		○小学校防音設備整備事業 復旧温度保持除湿工事設計業務委託(文ヶ岡小)	5,767	△268,959
		○大野原小学校防音設備整備事業(令和元～2年度継続費) 校庭整備工事	52,424	17,475
		○文ヶ岡小学校防音設備整備事業(令和2～3年度継続費) 復旧防音工事	36,572	皆増
		○北大和小学校増築事業 仮設プレハブ校舎賃借料、増築併行防音工事に伴う付帯工事	83,497	33,747
		○中央林間小学校増築事業 鉄筋コンクリート造4階建て 防音仕様 延床面積約1,300㎡ (普通教室6室) 増築併行防音工事設計業務委託	10,056	△41,363
		○中央林間小学校増築事業(令和2～3年度継続費) 増築併行防音工事	145,700	皆増

平成31年度当初予算	対前年度比較	
	予算額増減	増減率
3,529,920	1,809,381	105.2
584,856	19,563	3.5
372,396	△18,379	△4.7
2,572,668	1,808,197	236.5
○小学校施設維持管理事業 消耗品費、光熱水費、施設補修費、委託料等	422,802	10,537
○小学校管理事務(学校担当) 消耗品費、物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)	15,180	0
○児童健康管理事業 学校医等報酬 腎臓病・心臓病検診等委託料	37,029	△507
○児童教育活動事業(学校担当) 消耗品費、コピー使用料等	64,286	△719
○小学校学用品等就学援助事業 受給見込者数 2,649人 給食費、学用品費、修学旅行費等	206,974	△9,129
○小学校教材等整備事業 教材備品等	16,142	△14,391
○小学校図書館教育推進事業 蔵書整備(充足率100%維持及び計画的更新による本の新鮮度向上) 学校司書配置(各校1名) 学校図書館スーパーバイザー1名配置(小中兼務) 蔵書の電算管理システムの管理・運用 図書館、小学校の5、6年生及び特別支援級の教室に新聞を配架	51,270	1,583
○小学校大規模改修事業 インターホン設置工事(全小学校) プールサイド基礎コンクリート補強工事(深見小) 体育館屋根及び照明設備改修工事(柳橋小・上和田小) 外壁改修工事(福田小) 給水設備改修工事(下福田小) プール受水槽改修工事(南林間小) プール塗装改修工事(文ヶ岡小)	300,581	92,536
○小学校防音設備整備事業 仮設プレハブ校舎賃借料、本体工事に伴う付帯工事(大野原小) 復旧温度保持除湿工事設計業務委託(文ヶ岡小)	274,726	200,207
○大野原小学校防音設備整備事業(平成30～31年度継続費) 復旧防音及び大規模改修工事、監理業務委託	817,766	631,682
○大野原小学校防音設備整備事業(平成31～32年度継続費) 校庭整備工事	34,949	皆増
○北大和小学校増築事業 仮設プレハブ校舎賃借料、増築併行防音工事に伴う付帯工事	49,750	7,776
○北大和小学校増築事業(継続費) 鉄筋コンクリート造4階建て 防音仕様 延床面積約3,000㎡ (普通教室10室、特別教室4室) 増築併行防音工事、監理業務委託	1,043,477	789,628
○中央林間小学校増築事業 鉄筋コンクリート造4階建て 防音仕様 延床面積約1,300㎡ (普通教室6室) 増築併行防音工事設計業務委託	51,419	皆増

款 項 目	R02年度 予算書 掲載ページ	令和2年度当初予算	対前年度比較	
			予算額増減	増減率
<b>3 中 学 校 費</b>	<b>294</b>	<b>906,586</b>	<b>223,186</b>	<b>32.7</b>
1 学校管理費	294	333,851	23,528	7.6
2 教育振興費	296	234,087	△12,142	△4.9
3 学校建設費	300	338,648	211,800	167.0
主な事業	1 学校管理費	○中学校施設維持管理事業 消耗品費、光熱水費、施設補修費、委託料等	249,165	17,651
		○中学校管理事務(学校担当) 消耗品費、物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)	9,609	0
		○生徒健康管理事業 学校医等報酬 腎臓病・心臓病検診等委託料	21,419	534
	2 教育振興費	○生徒教育活動事業(学校担当) 消耗品費、コピー使用料等	38,933	436
		○中学校学用品等就学援助事業 受給見込者数 1,164人 給食費、学用品費、修学旅行費等	113,078	△15,209
		○中学校部活動等支援事業 地域指導者等による指導の機会を確保	16,785	0
		○中学校教材等整備事業 教材備品等	10,400	△1,053
		○中学校図書館教育推進事業 蔵書整備(充足率100%維持及び計画的更新による本の新鮮度向上) 学校司書配置(各校1名) 学校図書館スーパーバイザー1名配置(小中兼務) 蔵書の電算管理システムの管理・運用 図書館、中学校の全普通教室及び特別支援級の教室に新聞を配架	35,974	1,916
		○中学校大規模改修事業 プールろ過装置交換工事(渋谷中) 防火シャッター改修工事(上和田中・南林間中・下福田中)	23,964	△61,825
	3 学校建設費	○中学校防音設備整備事業 復旧防音及び大規模改修工事設計業務委託(引地台中) 仮設プレハブ校舎賃借料、本体工事に伴う付帯工事(鶴間中)	136,258	95,199
		○鶴間中学校防音設備整備事業(令和2~3年度継続費) 復旧防音及び大規模改修工事	178,426	皆増

平成31年度当初予算	対前年度比較	
	予算額増減	増減率
683,400	△326,840	△32.4
310,323	△5,115	△1.6
246,229	△3,328	△1.3
126,848	△318,397	△71.5
○中学校施設維持管理事業 消耗品費、光熱水費、施設補修費、委託料等	231,514	△305
○中学校管理事務(学校配当) 消耗品費、物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)	9,609	0
○生徒健康管理事業 学校医等報酬 腎臓病・心臓病検診等委託料	20,885	576
○生徒教育活動事業(学校配当) 消耗品費、コピー使用料等	38,497	0
○中学校学用品等就学援助事業 受給見込者数 1,288人 給食費、学用品費、修学旅行費等	128,287	△3,546
○中学校部活動等支援事業 地域指導者等による指導の機会を拡充	16,785	0
○中学校教材等整備事業 教材備品等	11,453	251
○中学校図書館教育推進事業 蔵書整備(充足率100%維持及び計画的更新による本の新鮮度向上) 学校司書配置(各校1名) 学校図書館スーパーバイザー1名配置(小中兼務) 蔵書の電算管理システムの管理・運用 図書館、中学校の全普通教室及び特別支援級の教室に新聞を配架	34,058	226
○中学校大規模改修事業 インターホン設置工事(全中学校) 体育館屋根及び照明設備改修工事(引地台中)	85,789	△66,881
○中学校防音設備整備事業 復旧防音及び大規模改修工事設計業務委託(鶴間中)	41,059	△251,516

款 項 目	R02年度 予算書 掲載ページ	令和2年度当初予算	対前年度比較	
			予算額増減	増減率
4 社会教育費	302	1,358,158	△114,313	△7.8
1 社会教育総務費	302	245,165	9,667	4.1
2 青少年育成費	304	38,964	△168,550	△81.2
3 公民館費	308	438,376	22,933	5.5
4 図書館費	310	587,183	21,450	3.8
5 文化財保護費	310	48,470	187	0.4
	1 社会教育 総務費	○特別教室開放事業 通信運搬費、消耗品費、管理業務委託費等	12,070	234
	2 青少年 育成費	○青少年キャンプ施設管理運営事業 キャンプ場管理運営事業委託料等	9,388	339
		○青少年センター運営事業 青少年センターまつり委託料、機器リース料等	2,376	155
		○やまと成人式開催事業 やまと成人式事業委託料	6,883	△32
		○青少年指導者育成支援事業 謝礼、消耗品費等	7,686	133
		○こども体験事業 旅費、こども体験事業委託料等	1,895	29
	3 公民館費	○健康都市大学事業 報酬、印刷製本費等	6,025	1,467
		○生涯学習センター管理運営事業 生涯学習センターに係る管理運営経費	412,619	5,382
	4 図書館費	○図書館管理運営事業 図書館に係る管理運営費	587,120	21,450

平成31年度当初予算	対前年度比較	
	予算額増減	増減率
1,472,471	39,602	2.8
235,498	△66,396	△22.0
207,514	116,425	127.8
415,443	△52,125	△11.1
565,733	32,039	6.0
48,283	9,659	25.0
○特別教室開放事業 通信運搬費、消耗品費、管理業務委託費等	11,836	93
○青少年キャンプ施設管理運営事業 キャンプ場管理運営事業委託料等	9,049	702
○青少年センター運営事業 消耗品費 機器リース料等	2,221	△1,888
○やまと成人式開催事業 やまと成人式事業委託料	6,915	64
○青少年指導者育成支援事業 報酬、消耗品費等	7,553	△68
○こども体験事業 旅費、こども体験事業委託料等	1,866	179
○放課後子ども教室管理運営事業 賃金、消耗品費等	45,450	195
○健康都市大学事業 報酬、賃金、講師謝礼等	4,558	4,251
○生涯学習センター管理運営事業 生涯学習センターに係る管理運営経費	407,237	117,020
○図書館管理運営事業 図書館に係る管理運営費	565,670	32,039

款 項 目	R02年度 予算書 掲載ページ	令和2年度当初予算	対前年度比較	
			予算額増減	増減率
5 保健体育費	314	1,804,259	161,085	9.8
1 保健体育総務費	314	398,420	7,060	1.8
2 体育施設費	320	101,277	△57,193	△36.1
3 学校給食管理費	322	1,304,562	211,218	△8.4
主な事業	1 保健体育 総務費	○学校施設スポーツ開放事業 学校施設開放事業管理運営委託 学校プール開放管理業務委託	33,384	△ 9,030
	3 学校給食 管理費	○北部、中部、南部学校給食共同調理場運営事業 北部調理場（3,848食）、中部調理場（4,426食）、南部調理場（4,284食） 給食業務委託、光熱水費、燃料費等	572,832	36,706
		○単独調理校運営事業 単独調理校8校（6,347食） 直営（2校）：草柳、深見小 委託（6校）：北大和、林間、西鶴間、桜丘、大和、渋谷小	236,740	△1,768
		○受入校運営事業 給食機器等修繕等	1,053	1
		○共同調理場・単独調理校・受入校施設維持管理事務 施設修繕費、施設保守点検業務委託料等	85,054	△ 4,613
		○学校給食施設大規模改修事業 中規模改修工事（南部調理場） 空調機設置工事（単独調理校） 屋上防水工事（中部調理場） エロフィンヒーター交換工事（中部調理場） 洗浄室冷暖房機器更新工事（中部調理場）	139,656	126,638
		○南部学校給食共同調理場改修事業（令和2～3年度継続費） 中規模改修工事（ボイラー更新）	35,000	皆増
		○学校給食設備整備事業 給食用備品購入費及び設置工事費	83,722	20,600
		○学校給食費助成事業 市立小・中学校に同時に通う第3子以降の児童・生徒の給食費を助成	12,517	703

平成31年度当初予算	対前年度比較	
	予算額増減	増減率
1,643,174	24,506	1.5
391,360	8,479	2.2
158,470	59,446	60.0
1,093,344	△43,419	△3.8
○学校施設スポーツ開放事業 学校施設開放事業管理運営委託 学校プール開放管理業務委託	42,414	3,438
○北部、中部、南部学校給食共同調理場運営事業 北部調理場（3,890食）、中部調理場（4,426食）、南部調理場（4,382食） 給食業務委託、光熱水費、燃料費等	536,126	11,736
○単独調理校運営事業 単独調理校8校（6,255食） 直営（2校）：草柳、深見小 委託（6校）：北大和、林間、西鶴間、桜丘、大和、渋谷小	238,508	15,241
○受入校運営事業 給食機器等修繕等	1,052	1
○共同調理場・単独調理校・受入校施設維持管理事務 施設修繕費、施設保守点検業務委託料等	89,667	11,488
○学校給食施設大規模改修事業 中規模改修工事設計業務委託（南部調理場） グリストラップ更新工事（桜丘小）	13,018	△92,974
○学校給食設備整備事業 給食用備品購入費及び設置工事費	63,122	14,442
○学校給食費助成事業 市立小・中学校に同時に通う第3子以降の児童・生徒の給食費を助成	11,814	1,829

## (4) 令和2年度 教育関係予算 (歳入)

単位：千円

歳入科目	今年度予算	前年度予算	比較	増減率
<b>15-1-7 教育使用料</b>	<b>22,754</b>	<b>22,849</b>	<b>△95</b>	<b>△0.4</b>
1 教育総務使用料	6	0	6	皆増
01 土地使用料	6			
2 小学校使用料	12,590	12,843	△253	△2.0
01 学校施設使用料	26			
02 学校施設使用料 (学校開放)	3,164			
03 土地使用料	9,400			
3 中学校使用料	9,891	9,387	504	5.4
01 学校施設使用料	39			
02 学校施設使用料 (学校開放)	1,712			
03 土地使用料	8,140			
5 保健体育使用料	267	619	△352	△56.9
01 土地使用料 (共同調理場)	267			
<b>16-1-3 教育費国庫負担金</b>	<b>38,460</b>	<b>206,321</b>	<b>△167,861</b>	<b>△81.4</b>
1 小学校費負担金	38,460	206,321	△167,861	△81.4
01 中央林間小学校増築事業負担金	38,460			
<b>16-2-6 教育費国庫補助金</b>	<b>242,453</b>	<b>619,565</b>	<b>△377,112</b>	<b>△60.9</b>
1 教育総務費補助金	6,798	4,199	2,599	61.9
01 教育支援体制整備事業費補助金	6,798			
2 小学校費補助金	66,736	445,549	△378,813	△85.0
01 小学校防音事業関連維持費補助金	13,486			
02 要保護児童就学援助事業補助金	427			
03 特別支援教育就学奨励事業補助金	4,387			
04 理科教育設備整備費等補助金	2,650			
05 小学校防音事業補助金	45,786			
3 中学校費補助金	122,024	25,863	96,161	371.8
01 中学校防音事業関連維持費補助金	6,868			
02 要保護生徒就学援助事業補助金	813			
03 特別支援教育就学奨励事業補助金	2,196			
04 理科教育設備整備費等補助金	1,600			
05 中学校防音事業補助金	110,547			
5 学校施設環境改善交付金	30,985	128,169	△97,184	△75.8
01 小学校学校施設環境改善交付金	4,800			
02 中学校学校施設環境改善交付金	26,185			
6 社会資本整備総合交付金	15,910	15,785	125	0.8
01 図書館管理運営事業費補助金	15,910			

歳入科目	今年度予算	前年度予算	比較	増減率
<b>17-2-8 教育費県補助金</b>	<b>61,488</b>	<b>17,734</b>	<b>43,754</b>	<b>246.7</b>
1 教育総務費補助金	56,319	12,365	43,954	355.5
01 学校支援活動推進事業補助金	8,416			
02 土曜日の教育活動支援事業補助金	4,754			
03 放課後子ども教室推進事業補助金	41,498			
04 オリンピック・パラリンピック観戦事業補助金	1,651			
2 小学校費補助金	359	590	△231	△39.2
01 被災児童生徒等就学支援事業費補助金 (東日本大震災)	359			
3 中学校費補助金	472	796	△324	△40.7
01 被災児童生徒等就学支援事業費補助金 (東日本大震災)	380			
02 被災児童生徒等就学支援事業費補助金 (大規模災害)	92			
4 市町村事業推進交付金	4,338	3,983	355	8.9
01 青少年行政推進事業補助金	4,338			
<b>18-1-2 利子及び配当金</b>	<b>31</b>	<b>54</b>	<b>△23</b>	<b>△42.6</b>
1 利子及び配当金	31	54	△23	△42.6
01 積立基金利子	31			
<b>18-2-1 物品売払収入</b>	<b>426</b>	<b>535</b>	<b>△109</b>	<b>△20.4</b>
1 物品売払収入	426	535	△109	△20.4
01 不用物品売払収入	426			
<b>19-1-4 教育費寄附金</b>	<b>100</b>	<b>150</b>	<b>△50</b>	<b>△33.3</b>
1 教育総務費寄附金	100	150	△50	△33.3
01 奨学基金のための寄附金	100			
<b>22-5-1 雑入</b>	<b>781</b>	<b>1,848</b>	<b>△1,067</b>	<b>△57.7</b>
1 雑入	781	1,848	△1,067	△57.7
11 有価物売払収入	90			
16 広告掲載料	240			
20 その他収入 (コピー利用料等)	451			

歳入科目	今年度予算	前年度予算	比較	増減率
<b>23-1-7 教育債</b>	<b>595,000</b>	<b>1,681,500</b>	<b>△1,086,500</b>	<b>△64.6</b>
1 小学校債	279,900	1,575,200	△1,295,300	△82.2
01 小学校大規模改修事業債	63,200			
02 小学校防音設備整備事業債	52,600			
03 北大和小学校増築事業債	63,600			
04 中央林間小学校増築事業債	100,500			
2 中学校債	137,500	103,800	33,700	32.5
01 中学校大規模改修事業債	22,300			
02 中学校防音設備整備事業債	115,200			
3 社会教育債	15,400	0	15,400	皆増
01 学習センター施設整備事業債	15,400			
4 保健体育債	162,200	2,500	159,700	6,388.0
02 学校給食施設大規模改修事業債	162,200			
<b>歳入合計</b>	<b>961,493</b>	<b>2,550,556</b>	<b>△1,589,063</b>	<b>△62.3</b>

## (5) 令和2年度設定 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
検診器具消毒委託料	令和3年度	2,518
教職員健康診断委託料	自 令和3年度 至 令和6年度	29,040
校務支援システム保守委託料	自 令和3年度 至 令和7年度	31,340
校務支援システム機器賃借料	自 令和3年度 至 令和7年度	50,065
看護師派遣委託料	令和3年度	32,631
北大和小学校周辺電波障害対策業務委託料	自 令和3年度 至 令和22年度	2,904
心臓病検診業務委託料	令和3年度	10,574
中学校移動水泳授業のためのバス送迎委託料	令和3年度	1,344
鶴間中学校仮設校舎賃借料	令和3年度	301,770
学校給食管理システム導入業務及び 保守委託料	自 令和3年度 至 令和6年度	4,034
北部学校給食共同調理場給食業務委託料	自 令和3年度 至 令和5年度	329,714千円及び 食数変動に伴う経費 の増加額
南部学校給食共同調理場給食業務委託料	自 令和3年度 至 令和5年度	383,186千円及び 食数変動に伴う経費 の増加額
渋谷小学校給食調理業務委託料	自 令和3年度 至 令和5年度	66,479千円及び 食数変動に伴う経費 の増加額
林間小学校給食調理業務委託料	自 令和3年度 至 令和5年度	91,168千円及び 食数変動に伴う経費 の増加額

## (6) 継続費

(単位：千円)

項	事業名	年度	年割額
小学校費	文ヶ岡小学校防音設備整備事業 (令和2～3年度)	2	36,572
		3	173,194
		計	209,766
	中央林間小学校増築事業 (令和2～3年度)	2	145,700
		3	629,013
		計	774,713
中学校費	鶴間中学校防音設備整備事業 (令和2～3年度)	2	178,426
		3	1,106,397
		計	1,284,823
保健体育費	南部学校給食共同調理場改修事業 (令和2～3年度)	2	35,000
		3	56,764
		計	91,764

議案第 10 号

県費負担教職員の管理職人事について

県費負担教職員の管理職人事について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

■通学路の安全対策に係る要望とその対応状況

★印は、合同点検希望箇所です

		要 望			対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
6	8月23日	設置	【看板】 看板が見づらい。見やすい位置にして欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 見やすい位置に設置します。	10月8日	
			【道路照明灯】 街灯がなく、暗くて危険	9月13日	(生活あんしん課) 当該箇所は電柱がないため、街頭防犯カメラや防犯灯の共架および受電ができないこと、道路幅員が狭いため新規の建柱ができないこと、農地に挟まれているため農地の耕作者を含めた地域の合意形成が必要であることから、設置の予定はありません。	10月30日	
			【縁石】 歩道の縁石が一部途切れている	9月13日	(都市施設総務課) 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	10月16日	
			【ポール】 歩道が狭く、ガードレールも切れている。赤いポール設置して欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 家の玄関前なので難しいです。	10月8日	
			【風よけ、柵】 風が強い日に傘が飛ばされそうで危ない	9月13日	(都市施設総務課) 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	10月16日	
		路面標示	【横断歩道】 横断歩道の路面が表示が消えかかっている（2件）	9月13日	(道路安全対策課) 横断歩道は警察になりますので、要望します。小学校からも直接警察に要望してください。	10月8日	
			【横断歩道】 横断歩道のない交差点を斜めに横断しなければならない。横断歩道を新設して欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 横断歩道は警察になりますので、要望します。小学校からも直接警察に要望してください。	10月8日	
			【横断歩道】 登下校時、子どもたちの横断が危険。横断歩道を設置して欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 横断歩道は警察になりますので、要望します。小学校からも直接警察に要望してください。	10月8日	

		要 望			対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
6	8月23日	路面標示	【外側線】 白線が消えかかっている（3件）	9月13日	（道路安全対策課） 順次塗り直しをします。	10月8日	
			【グリーンライン】 途中で切れている。延長して欲しい	9月13日	（道路安全対策課） 順次塗り直しをします。	10月8日	
			【停止線】 消えている（2件）	9月13日	（道路安全対策課） 止まれは警察になりますので、要望します。小学校からも直接警察に要望してください。	10月8日	
			【スクールゾーン】 消えている	9月13日	（道路安全対策課） 順次塗り直しをします。	10月8日	
		撤去・補修	【水たまり】 大きな水たまりで歩道を歩くことが困難になり、車道を歩く児童がいて危険	9月13日	（都市施設総務課） 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	10月16日	
			【水たまり】 大きな水たまりで歩道を歩くことが困難になり、縁石を歩く児童がいて危険	9月13日	（都市施設総務課） 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	10月16日	
			【水たまり】 大きな水たまりができる（2件）	9月13日	（都市施設総務課） 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	10月16日	
			【樹木・植込み剪定】 枝が伸び、視界が悪い	9月13日	（学校教育課） 直接、土地の所有者に要望をお伝えください。	1月30日	
		その他	人気、街灯がない。防犯カメラ、街灯を設置して欲しい	9月13日	（生活あんしん課） 当該箇所は電柱がないため、街頭防犯カメラや防犯灯の共架および受電ができないこと、道路幅員が狭いため新規の建柱ができないこと、農地に挟まれているため農地の耕作者を含めた地域の合意形成が必要であることから、設置の予定はありません。	10月30日	

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
10	11月1日	福田小	設置	★【信号機】 歩車分離式の信号に変更して欲しい	11月10日	(道路安全対策課) 歩車分離式信号の設置については、交通管理者である警察署の所管となります。また、大和警察署への要望に関しては、学校教育課でも可能なので、現地を確認し大和警察署に要望してください。	1月10日
			設置	【カードレール】 下校時子どもの飛び出しを見かける。飛び出し防止のガードレールを設置して欲しい。	11月10日	(道路安全対策課) 要望範囲が広いことから、全てに横断防止柵を設置するのは現実的ではありません。「速度落とせ」の路面標示設置を検討いたします。	1月10日
			設置 路面表示	【カーブミラー】【横断歩道】【カラー舗装】 カーブで視界が悪い上、スピードを出してくる車も多い。横断歩道、カラー舗装、ミラー標識等々目立つようにして欲しい	11月10日	(道路安全対策課) 横断歩道の新設や補修については、交通管理者である警察署の所管となります。また、大和警察署への要望に関しては、学校教育課でも可能なので、現地を確認し大和警察署に要望してください。「速度落とせ」やT字路の路面標示が劣化している箇所がありましたので順次補修を行ってまいります。	1月10日
			設置 路面表示	【標識】 【スクールゾーン】 坂道を下る車には通学路の標識が見えるが、上る車からもわかるように標識をつけて欲しい。スクールゾーンの標示が消えかかっているので直して欲しい。	11月10日	(道路安全対策課) 通学路標識の新規設置は現在行っていないため、スクールゾーン及びT字路、外側線等の路面標示の補修を順次行ってまいります。	1月10日
			路面表示	【路面標示】 スクールゾーン、白線が消えている。引き直して欲しい。	11月10日	(道路安全対策課) スクールゾーン及び外側線の補修を順次行ってまいります。	1月10日
			路面表示	【路面標示】 朝夕ともに交通量が多い。路面にスクールゾーンの標示をして欲しい。	11月10日	道路安全対策課 スクールゾーンの路面標示を順次行ってまいります。	1月10日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
10	11月1日	福田小	撤去・補修	「工事」の柵がずっと置いてある。「危険」と書いた紙が貼ってある。子ども近くを通っても危なくないようにしてほしい。	11月10日	(道路安全対策課) 現状、敷地内に置かれているため、市で撤去することは難しいですが、所有者に対し、位置を変えてもらう等危険の無いように依頼します。	1月10日
			撤去・補修	福田1号公園のトイレが薄暗く、年季が入っていて和式が使いづらい。リフォームしてほしい。	11月10日	(学校教育課) 通学路以外の改善要望は対象外です。	1月10日
			交通規制	【通行規制】 学校方面の歩道が狭いうえに、車の交通量が多く危険。 7～9時、16時～18時の車両の進入禁止にしたい。	11月10日	(道路安全対策課) 車両の規制については、地域住民の総意が必要であるため、自治会などを通して、大和警察署に要望してください。スクールゾーン及び外側線の路面標示が劣化している箇所がありましたので順次補修を行ってまいります。	1月10日
			その他	歩道に隣接する駐車場が、子どもの顔の高さより高い位置にあり、踏み間違えなどの暴走車が飛び出したら怖い。頑丈な柵を設置してほしい。	11月10日	(学校教育課) 私有地である駐車場に柵を設置することはできません。学校やPTAから駐車場の設置者に要望をお伝えください。	1月10日
13	11月19日	柳橋小	設置	【看板】 「スピード落とせ」「通学路」などの看板を設置してほしい	11月20日	(道路安全対策課) 交差点マーク、外側線の路面標示を順次復旧し、速度抑制を図ります。通学路を示す看板を設置致します。	1月31日
			設置	【道路照明灯】 夕方になると薄暗い、街灯を設置してほしい	11月20日	(生活あんしん課) (街灯の設置)10W型LED防犯灯の設置については、自治会からの要望をもとに年1回行ってまいりますので、設置要望箇所がございましたら具体的な場所等を地元の自治会にご相談下さい。	12月27日
			設置	【カーブミラー】 十字路に右方向を確認するミラーはあるが、左方向を確認するミラーがない	11月20日	(道路安全対策課) 現在、大和市では、見通しの悪い交差点などに、車両同士を確認するためのカーブミラーを設置しており、歩行者等を確認するためのものは設置していません。また、交差点に進入する際の見通しは確保されているため、設置は行いません。	1月31日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
13	11月19日	柳橋小	路面表示	【スクールゾーン】（2件） スクールゾーンの路面標示をして欲しい	11月20日	（道路安全対策課） 現状、路面標示が多く設置されており、追加で設置した場合、既存の路面標示の効果が薄れるため、設置は行いません。	1月31日
			路面表示	【カラー舗装】（2件） 昨年から交差点へのカラー舗装を要望している。取り組みは怎么样了？	11月20日	（道路安全対策課） 交差点内のカラー舗装につきましては、横断歩道のカラー舗装が重複することで効果が薄れるため、設置は行いません。	1月31日
14	11月19日	渋谷小	路面標示	★【停止線】 【スクールゾーン】 路面標示が薄くなっています。塗り直しをお願いします	11月20日	（道路安全対策課） スクールゾーンの路面標示やカラー舗装については、順次復旧してまいります。「止まれ」の路面標示の塗りなおしと取り締まり等については、交通管理者である大和警察署に要望致します。	1月23日
			交通規制	★【通行規制（一方通行）】 【取締強化（一時停止）】 見通しの悪い交差点。抜け道として使う車が多い。登校時間帯の交通規制や取り締まりをして欲しい	11月20日	（道路安全対策課） 「止まれ」の路面標示の塗りなおしと取り締まり等については、交通管理者である大和警察署に要望致します。	1月23日
			交通規制	【取締強化】 登校時、歩行者専用の踏切を乗ったまま通行する自転車やバイクが危険	11月20日	（道路安全対策課） ポール等を西側入口に設置するなど、自転車やバイクを乗車した状態で通行しにくくするための方策について、市で検討します。	1月23日
			その他	【地域による対策】 交通量が多い。地域の方に見守りをして欲しい	11月20日	（学校教育課） 学校やPTAから地域パトロール（自治会）に依頼してください。	1月23日

要 望				対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日
17	11月26日	設置	【看板】（2件） 通学路だとわかるように「通学路につき児童に注意」の注意喚起の看板設置	11月27日	（道路安全対策課） 通学路と分かる啓発看板を設置します。注意喚起看板の設置につきましては、当該箇所看板を設置できる市所有物がないため、設置することができません。	1月30日
			【カーブミラー】 停止線はあるがミラーがないため、車や歩行者が見えづらい。合流地点にミラーを設置してほしい	11月27日	（道路安全対策課） 大和市では、見通しの悪い交差点などに、車両同士を確認するためのカーブミラーを設置しており、歩行者等を確認するためのものは設置していません。また、交差点に進入する際の見通しは確保されているため、設置は行いません。	1月30日
			【信号機】 スピードを出す車があり、衝突事故が多い。信号設置の検討をしてほしい	11月27日	（道路安全対策課） 信号機については所管が交通管理者である警察のため、信号機の設置を大和警察署へ要望いたします。	1月30日
		路面標示	【スクールゾーン】【カラー塗装】 スクールゾーンの塗り直してほしい。通学路だとわかるように路面をカラー舗装してほしい	11月27日	（道路安全対策課） 「スクールゾーン」については、順次復旧します。当該道路につきましては、幅員が狭いためグリーンカラー舗装の設置はできません。	1月30日
			【横断歩道】（3件） 児童が安全に横断できるよう、横断歩道を設置してほしい	11月27日	（道路安全対策課） 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の設置を大和警察署へ要望いたします。	1月30日
			【カラー舗装】 交差点の十字マークとカラー舗装が薄くなっている	11月27日	（道路安全対策課） 交差点マークについては、順次復旧します。	1月30日
			【停止線】【横断歩道】【スクールゾーン】 ペイントを塗り直して欲しい	11月27日	（道路安全対策課） 横断歩道及び停止線については交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。「スクールゾーン」については、順次復旧します。	1月30日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
17	11月26日	南林間小	路面標示	【停止線】【横断歩道】 停止線（止まれ）の再塗装と横断歩道を設置して欲しい	11月27日	（道路安全対策課） 「止まれ」及び横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧・設置を大和警察署へ要望いたします。なお、「止まれ」の強調につきましては、警察と協議のうえ設置を検討します。注意喚起看板の設置につきましては、当該箇所に看板を設置できる市所有物がないため、設置することができません。	1月30日
				【カラー舗装】【横断歩道】 交差点の十字とカラー舗装を塗り直して欲しい。 横断歩道を設置してほしい	11月27日	（道路安全対策課） 交差点マーク及びカラー舗装については、順次復旧します。横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の設置を大和警察署へ要望いたします。	1月30日
				【停止線】 停止線を塗り直して欲しい	11月27日	（道路安全対策課） 停止線及び「止まれ」については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	1月30日
				【カラー舗装】【スクールゾーン】 交差点のカラー舗装とスクールゾーンを塗り直して欲しい	11月27日	（道路安全対策課） 交差点マーク及びカラー舗装については、順次復旧します。	1月30日
				【スクールゾーン】【路側帯】 スクールゾーンとグリーンベルトを塗り直して欲しい	11月27日	（道路安全対策課） スクールゾーン及びグリーンラインについては、順次復旧します。	1月30日
				【カラー舗装】 通学路のため、道路をカラー舗装にしてほしい	11月27日	（道路安全対策課） 当該道路につきましては、幅員が狭いためグリーンカラー舗装の設置はできません。	1月30日
				【スクールゾーン】 スクールゾーンを塗り直してほしい	11月27日	（道路安全対策課） 「スクールゾーン」については、順次復旧します。	1月30日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
17	11月26日	南林間小	撤去・補修	【樹木・植込み剪定】 歩道の横の草と側道の木が生い茂っているため車や歩行者を確認しづらい。伐採・手入れをして欲しい	11月27日	(学校教育課) 担当課に要望します。	1月30日
			撤去・補修	【路上のごみ・占有物等】 ポールが壊れているので直して欲しい	11月27日	(道路安全対策課) ポールにつきましては、復旧いたしました。	1月30日
			撤去・補修	【樹木・植込み剪定】 一旦停止の看板が、民家の植栽で見えづらい	11月27日	(道路安全対策課) 民地の植栽については所有者へ剪定の依頼を実施しました。	1月30日
		その他	リサイクルステーション(西北自治体No13)が歩道を埋め尽くすほどゴミがあふれ、児童が通行できない	11月27日	(学校教育課) リサイクルステーションの位置の変更は、自治会からの申請が必要になります。自治会と相談してください。	1月30日	